

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第13号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>（総務部の所掌事務） 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（9）略  <u>（10）</u> 略</p>	<p>（総務部の所掌事務） 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（9）略 <u>（10）</u> 庶務の集中処理に関する事項 <u>（11）</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。